

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から同年9月26日まで

A事業所で勤務した申立期間に係る給与は月額44万円であったが、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が20万円となっており、実際の給与と相違しているので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は44万円と記録されていたが、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成13年9月26日)の後の13年9月27日付けで、申立期間の標準報酬月額が20万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人はA事業所の取締役であったが、元役員や元事務員は、「申立人は営業所の所長であり、会社経営の細部には直接関与しておらず、社会保険関係の事務に関する権限は有していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除の金額は、当初の記録である44万円の標準報酬月額で算定した社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から44万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年12月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち昭和20年5月から21年11月までの期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から21年12月1日まで

A事業所B出張所の所長に誘われ、戦中、戦後にかけて当該事業所に勤務した。配電設備の布設、取替作業のほか、空襲後の配電設備の復旧作業、電力不足に対処するため、電燈数の多い家庭を巡回して電燈を撤去する作業などに従事していた。敗戦前後の混乱期における人手不足の中、配電業務という社会的な事業に携わってきたことは誇りであり、その期間の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の業務内容や職場環境、同僚に関する明確な記憶及び同僚の供述から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人が記憶している申立事業所に勤務していたすべての同僚15人のうち唯一連絡がとれた同僚は、「昭和20年3月26日に国民学校を卒業し、翌日から申立事業所に勤務した。申立人についても、数日後から同じ見習いとして一緒に働いた。自分は定年まで勤めたが、申立人は21年頃に辞めてしまった。自分の厚生年金保険の加入記録は20年5月からであるが、学校を卒業してすぐに就職したので、厚生年金保険に加入するまでの期間は見習期間であったのかもしれない。」と供述しており、申立人についても当該同僚と同様の処遇であったと考えるのが妥当であると判断されることから、申立期間のうち資格取得日は当該同僚と同様に20年5月1日と推認される。一方、資格喪失日について

は、当該同僚の供述のほか、申立人が「私は、昭和21年の暮れには勤めを辞めて自宅にいた。」と供述していることから21年12月1日と推認される。

さらに、社会保険事務所に保管されている申立事業所の申立期間当時の厚生年金保険への加入状況を記録する年金手帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）は、戦後、再作成された仮番号のものであり、正本は空襲により焼失している。こうした状況にあつて、申立人は申立期間当時、事業所で勤務していたすべての同僚15人の氏名及び職種を明確に記憶しており、そのうち昭和22年以後も在籍していた同僚13人すべての厚生年金保険加入記録が確認できることから、焼失したとされる当初の払出簿では、従業員すべてが厚生年金保険被保険者として記録されていたものの、戦後、記録が再作成された際に、既に退職し所在が不明であった申立人については、記録を復元することが困難な状況にあつたと推認される。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの要因としては、事業主の届出漏れ、保険者による払出簿への記入漏れ、払出簿の焼失等の可能性が考えられるが、空襲による払出簿の焼失から半世紀有余も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所の被保険者資格喪失日は21年12月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月1日から54年9月1日まで
② 昭和57年10月1日から58年10月1日まで

社会保険事務所において厚生年金保険被保険者記録の確認をしたところ、A事業所で勤務していた期間で前年より標準報酬月額が下がっている時期があるが、当時、給料が下がった記憶は無い。

おそらく会社から社会保険事務所へ提出した届出書類の書き間違いではないかと思うが、当時の資料も残っておらず、確認する術はないが、腑に落ちず、当該期間について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、前年に比べ給与が下がった記憶が無いと主張している。

しかしながら、A事業所は、既に解散し、両申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等を持っていないことから、申立人が主張する報酬月額を確認することができない。

また、申立期間の標準報酬月額引下げは、被保険者報酬月額算定基礎届による定時決定により処理されていることが、社会保険事務所の保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認でき、同名簿を見ても遡及して訂正される等、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は当時の事務担当者が誤って届出を行ったのではないかとしているが、当時の事業主及び事務担当者は死亡しており、申立ての事実に係る有力な資料及び供述は得られない。

加えて、当時の同僚に、社会保険事務所に届出された標準報酬月額と、給与から控除された厚生年金保険料額の標準報酬月額との相違について照会したが、有力な供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年から60年まで
② 昭和60年から62年まで

申立期間①においてA事業所で勤務していた期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②のB事業所は前回、申立期間を誤って申し立てたものであったため、申立期間を訂正し、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①において勤務していたとするA事業所の同僚の供述により、申立人は、申立期間において期間は特定できないものの勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務期間についても不明であると回答している。

また、当時の同僚に照会したが、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人から提出のあった申立期間当時に記載されたとするメモ帳の写しに健康保険料、厚生年金保険料及び標準報酬月額等級が記載されていることが確認できるが、当該メモ帳に記載された標準報酬月額等級を申立期間当時に適用される保険料率で算定した保険料額とは一致しないことが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見られない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、申立人がB事業所で勤務していたことは、元事業主の供述により推認することができるが、当該申立期間②において勤務していたとまでは推認できず、申立人自身、当該事業所における勤務期間の記憶があいまいである。

また、B事業所は、既に解散しており、元事業主は、給与から厚生年金保険料は控除しておらず、申立人の厚生年金保険料を納付していないと回答している。

さらに、当時の同僚に照会したが、申立人が申立期間②において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られなかった。

加えて、申立期間において社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見られない。

3 申立人は、両申立期間を含む昭和 56 年 11 月 5 日から現在まで国民健康保険に加入していることがC市町村からの文書回答により確認できる。

また、両申立期間において、申立人の雇用保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立期間②については、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月から35年5月31日まで
② 昭和37年2月から同年7月5日まで

申立期間①の昭和33年9月から35年5月31日までのA事業所で勤務した期間、申立期間②の37年2月から同年7月5日までのB事業所で勤務した期間について厚生年金保険の記録が無いので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶するA事業所の事業主と同僚3人の氏名は、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できるが、i) 事業主及び連絡がとれた申立期間①当時の同僚一人は申立人のことを記憶していないこと、ii) 当該事業所では当時の人事記録等を保管していないことから、申立人が申立期間①において勤務していたことまでは推認できない。

また、当該事業所から提出のあった昭和34年8月1日及び35年8月1日現在で作成された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、申立人の氏名が確認できない。

さらに、当該事業所の当時の事業主と経理担当者は既に死亡し、連絡のとれた上記同僚からも、厚生年金保険料控除に関する有力な供述は得られない。

加えて、申立人は社会保険庁のオンライン記録から昭和35年6月1日から37年1月25日まで他の事業所で勤務していることが確認でき、申立人が記憶する同僚3人のうち1人は、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を36年4月1日に取得しており、同僚を記憶したのは、35年5月31日以前と考えられることから、当該同僚は当該事業所で勤務していても厚生年金保険未加入期間があったと推認でき、当該事業所では全従業員を厚生年金保険に必ずしも加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の申立期間①に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、B事業所では当時の人事記録等を保管していないため、申立人が申立期間②において当該事業所で勤務していたことは確認できず、申立期間②において当該事業所で勤務していた同僚3人からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する供述は得られない。

また、当該事業所は、「申立期間②当時の健康保険番号をデータ管理しているが、当該データには申立人の氏名は確認できない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の申立期間②に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から平成13年9月21日まで
申立期間における毎月の手取額は18万円から21万円ぐらいであったが、A事業所はこの間報酬月額を10万円程度として社会保険事務所に届け出ているので、標準報酬月額の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の平成10年及び12年の賃金台帳から、申立人は、社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額とほぼ同額の給与の支給を受けていることが確認でき、社会保険料として控除されている金額は、社会保険庁のオンライン記録にある申立人に係る標準報酬月額を基に計算した健康保険厚生年金保険の保険料額と、同賃金台帳に記載されている総支給額に基づく雇用保険の保険料額を合算した額と一致していることが確認できる。

また、申立人の社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額の事務処理について、遡^{そきゅう}及処理等の形跡も確認できないことから社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、同僚3人は、当時の給与について、社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額の記録とおおむね一致していると供述している。

このほか、申立人が申し立てている標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人のA事業所における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月26日から30年1月1日まで

私は、昭和29年5月26日から同年12月31日まで、A氏所有船舶「B船」に船員として勤務していたが、ねんきん特別便には、当該期間の船員保険被保険者記録が無い。

しかし、船員手帳には申立期間の乗船記録が記載されており、A氏から健康保険被保険者証をもらった記憶もあるので、当該期間に係る船員保険被保険者記録の調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が、申立期間にA氏所有船舶「B船」に船員として勤務したことは確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間においてB船と一緒に乗船していたとする同僚一人の氏名を明確に記憶していない上、社会保険事務所の記録から、申立期間前にA氏の被保険者と確認できる者及び当時の事業主は所在不明又は既に死亡しているため、申立人の船員保険料控除に関する供述は得られない。

また、申立人は申立期間当時においてB船は、申立人を含め3人乗船していたと記憶しているが、社会保険事務所が保管する適用事業所がA氏である船員保険被保険者名簿では、申立期間において、当時の事業主のみが被保険者となっており、船員全員を被保険者としていたことがうかがえない。

さらに、上記の船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年1月まで

私は、昭和28年4月1日から30年1月まで、A氏所有船舶「B船」に船員として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、当該期間に係る船員保険被保険者記録が無い。

しかし、「B船」乗船時に事業主から健康保険被保険者証を受け取り、下船時に同被保険者証を返却したと記憶しているので、申立期間に係る船員保険被保険者記録の調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚は、申立人が申立期間にA氏所有船舶「B船」に船員として勤務していたと供述し、この同僚が申立事業所であるC事業所の船員保険被保険者名簿において申立期間当時被保険者であったことが確認できることから判断して、申立人が申立期間において「B船」に船員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、「B船」の船舶所有者で当該船舶の船長を勤めていた者は既に死亡しており、当該同僚からは、申立人の申立期間に係る船員保険の適用状況に関する供述は得られなかった。

また、申立事業所は、「昭和29年1月11日以降の『船員保険被保険者月額変更届』、同年8月31日以降の『船員保険被保険者資格取得届』、『船員保険被保険者資格喪失届』及び『船員保険被扶養者届』がほぼ保存されていると思われるが、これらの書類には申立人の氏名は確認できない。また、申立人の船員保険料控除に関して不明である。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の船員保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、「昭和 28 年に B 船を新しく作ってから乗船しており、前任者はいない。また、30 年 1 月に A 氏から B 船を購入し、船主、船長になったが船員保険には加入しなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から同年9月26日まで

私のA事業所における申立期間に係る給与月額は約38万円であったが、当該事業所が倒産した際、社会保険関係の事務手続を委託していた社会保険労務士から、「健康保険の任意継続保険料が安くなる。」との説明を受け、標準報酬月額に係る記録の訂正に同意した。

このため標準報酬月額38万円が、平成13年2月から19万円に、同年5月から15万円にそれぞれ訂正されている。しかし、実際の標準報酬月額と相違しているため、当該標準報酬月額に係る記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録より、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年9月26日）の後の13年9月27日付けで、申立人の標準報酬月額38万円が、同年2月から同年4月まで19万円に、同年5月から同年8月まで15万円にそれぞれ遡^{そきゆう}及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の供述によれば、i) 申立期間当時、A事業所において申立人が一人で社会保険及び経理事務を担当していた、ii) 当該事業所が倒産して代表取締役が身を隠す際、申立人が代表取締役から代表者印を預かった、iii) 標準報酬月額^{そきゆう}の遡^{そきゆう}及減額訂正について、当該事業所の代表取締役から具体的な指示は無く、当該事業所が社会保険関係の事務手続を委託していた社会保険労務士と申立人とが相談して遡^{そきゆう}及減額訂正手続をしたとしており、このことから判断して、社会保険事務所が事業主の同意を得ず、勝手に標準報酬月額に係る記録訂正を行ったとは考え難い。

また、申立人は、「社会保険関係の事務手続を委託していた社会保険労務士から、標準報酬月額^{そきゆう}の遡^{そきゆう}及減額訂正の手続をした場合、健康保険の任意継続保

険料が安くなるとの説明を受け、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及減額訂正に同意した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の社会保険事務担当者として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、この減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月4日から23年3月2日まで
② 昭和23年4月9日から同年7月1日まで
③ 昭和24年7月31日から27年4月1日まで
④ 昭和32年3月15日から同年6月18日まで
⑤ 昭和32年7月4日から34年7月2日まで
⑥ 昭和40年10月6日から41年2月16日まで

申立期間①については、A氏所有船舶「B船」に船員及び機関員として勤務していた。

申立期間②については、C氏所有船舶「D船」に船員として勤務していた。

申立期間③については、E氏所有船舶「D船」に船員として勤務していた。

申立期間④については、E氏所有船舶「D船」に船長として勤務していた。

申立期間⑤については、F氏所有船舶「G船」に甲板員、機関長及び船長として勤務していた。

申立期間⑥については、F氏所有船舶「H船」に一等機関士として勤務していた。

以上のおりであるので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が、申立期間①にA氏所有船舶「B船」に船員として勤務したことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、上記船舶所有者が、申立期間①において、船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できず、また、上記船舶所有者及び当該船舶の船長が申立期間①に船員保険被保険者となっていた事実は確認できない。

さらに、上記船舶所有者及び当該船舶の船長は既に死亡しているため、申立

人の申立期間①における船員保険料控除について供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が、申立期間②にC氏所有船舶「D船」に船員として勤務したことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、上記船舶所有者が、申立期間②において、船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できず、また、上記船舶の船長が申立期間②に船員保険被保険者となっていた事実は確認できない。

さらに、上記船舶所有者は連絡先不明であり、また、当該船舶の船長は既に死亡しているため、申立人の申立期間②における船員保険料控除について供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が、申立期間③にE氏所有船舶「D船」に船員として勤務したことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、上記船舶所有者が、申立期間③において、船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できず、また、上記船舶の船長であった当該船舶所有者が、申立期間③に船員保険被保険者となっていた事実は確認できない。

さらに、上記船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の申立期間③における船員保険料控除について供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間④について、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が、申立期間④にE氏所有船舶「D船」に船員として勤務したことは確認できる。

しかしながら、船員保険の適用事業所であったと考えられるI事業所は、「昭和29年1月11日以降の『船員保険被保険者月額変更届』、同年8月31日以降の『船員保険被保険者資格取得届』、『船員保険被保険者資格喪失届』及び『船員保険被扶養者届』がほぼ保存されていると思われるが、これらの書類には申立人の氏名は確認できない。また、申立人の船員保険料控除に関して不明である。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管するI事業所の船員保険被保険者名簿には、申立期間④において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の申立期間④に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該名簿から、上記船舶の船長であった当該船舶所有者が、申立期間④に船員保険被保険者となっていた事実は確認できない。

加えて、上記船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の申立期間④における船員保険料控除について供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑤について、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が、申立期間⑤にF氏所有船舶「G船」に船員として勤務したことは確認できる。

しかしながら、船員保険の適用事業所であったと考えられるI事業所は、「昭和29年1月11日以降の『船員保険被保険者月額変更届』、同年8月31日以降の『船員保険被保険者資格取得届』、『船員保険被保険者資格喪失届』及び『船員保険被扶養者届』がほぼ保存されていると思われるが、これらの書類には申立人の氏名は確認できない。また、申立人の船員保険料控除に関して不明である。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録から、上記船舶の船長が申立期間⑤に船員保険被保険者となっていた事実は確認できず、かつ、同人は既に死亡しているため、申立人の申立期間⑤における船員保険料控除について供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するI事業所の船員保険被保険者名簿には、申立期間⑤において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の申立期間⑤に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑤における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑥について、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が、申立期間⑥にF氏所有船舶「H船」に船員として勤務したことは確認できる。

しかしながら、船員保険の適用事業所であったと考えられるI事業所は、「昭和29年1月11日以降の『船員保険被保険者月額変更届』、同年8月31日以降の『船員保険被保険者資格取得届』、『船員保険被保険者資格喪失届』及び『船員保険被扶養者届』がほぼ保存されていると思われるが、これらの書類には申立人の氏名は確認できない。また、申立人の船員保険料控除に関して不明である。」と回答している。

また、申立人が提出した船員手帳の写しから、上記船舶所有者は当該船舶の船長であったことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録等から、同船舶所有者は、申立期間⑥において船員保険被保険者ではなく、国民年金被保険者として保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、上記船舶所有者は既に死亡しているため、船員保険料控除について供述は得られず、上記船舶に船員として勤務していた申立人の実弟からも、申立人の船員保険料控除について有力な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間⑥における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 4 月まで

A事業所には昭和 60 年 5 月に入社した。最初の 1 年間については見習期間のような取扱いであったが、他の職員と同じ仕事をしていたし、健康保険被保険者証をもらっていた。

同時期に入社した同僚は、入社当時から厚生年金保険に加入しているのに、私については入社後約 1 年からの加入記録となっているのはおかしいので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合が保管する被保険者名簿及びA事業所から人事労務関連資料を引き継いだC事業所が保管する労働者名簿により、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、i) C事業所が保管する申立事業所における申立人の労働者名簿において「D年金」欄に申立人の厚生年金保険被保険者番号のほか「資格取得 昭和61年5月1日」と記載されていること、ii) 申立事業所の同僚7人のうち3人は、入社日と厚生年金保険資格取得日が違っていると供述していることから、これらの者と同様に、入社日と厚生年金保険資格取得日が異なる申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが推認される。

なお、申立事業所はD年金加入事業所では無いが、当該事業所が使用していた労働者名簿様式に「D年金」欄が設けられているのは、当該事業所がE組合の関連企業であることから、E協同組合連合会等が定めた様式を「厚生年金保険」欄に訂正することなくそのまま利用していたと考えられる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者原票の整理番号には当該申立期間について欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 46 年 2 月まで

申立期間のうち、前半の期間は製品運搬車の運転手、後半の期間は製品を製造する作業員としてA事業所に勤務していた。

厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことは現在の事業主(申立期間当時の事業主の子)の供述から認められる。

しかしながら、申立人が同じ職種であったと記憶する同僚3人のうち2人については、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票にその氏名は無く、申立期間当時、同事業所では、全従業員を厚生年金保険に必ずしも加入させていなかったことがうかがえる。

そのほか、現在の事業主からは、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A事業所は昭和42年10月1日に厚生年金保険適用事業所となっているが、上記被保険者原票において42年10月から46年2月までに厚生年金保険被保険者資格を取得している13人の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録にも、申立事業所における申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から32年10月31日まで

私は、A事業所の社長であるB氏宅で住み込みの家事使用人として、申立期間のうち2年間ほど勤務していた。給与明細書は保管していないが、当時、健康保険被保険者証をもらっていた記憶がある。

私が退職してから後、実妹も社長宅に住み込んで同事業所に勤務し、その期間分の厚生年金を受給しているので、私も、同様に厚生年金保険に加入していたはずであり、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の社長であったB氏の子息の供述により、申立期間当時に、期間の特定はできないものの同社長宅に住み込みの家事使用人として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「私が退職してから後、実妹も同社長宅に住み込んで同事業所に勤務し、その期間分の厚生年金を受給しているので、私も、同様に厚生年金保険の加入記録があるはずである。」と主張しているが、申立人の実妹からは、「社長宅に住み込んでいた時期はあるが社員寮としてであり、自分はA事業所の従業員であったが社長宅の家事使用人ではなかった。」との供述があることから、申立人と申立人の妹とは、雇用形態が異なっていたものと推認される。

また、社会保険事務所の記録から、申立事業所であるA事業所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年8月1日であり、同事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

なお、申立期間当時、B氏又はその子息を事業主とする事業所は、C事業所及びD事業所の2事業所（いずれも昭和27年4月1日厚生年金保険新規適用）であるが、社会保険事務所が保管する両事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できない上、同名簿において健康保

険被保険者番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間に係る記憶もあいまいである。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年頃から56年8月まで
自営業を辞めた後、A事業所に就職し、約3か月勤務した後、社会保険料を給与から控除され始めたように記憶している。健康保険被保険者証をもらい、通院もした。私が同事業所で勤務していたという証人もいるので、厚生年金保険被保険者の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主の子からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については、すべて不明であるとの回答がある。

また、連絡の取れた同僚6人のうち、3人は、「申立人について記憶しているが、申立人の勤務開始年月までは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務開始年月を確認することができない。

さらに、上記同僚のうちの一人は、「当該事業所は採用後試用期間を設けており、しかも、試用期間経過後も社会保険加入には消極的ですがすぐに加入してくれなかった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票において当該事業所で、昭和53年10月から56年8月までに被保険者資格を取得している21人の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険被保険者番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間において申立人の当該事業所の雇用保険被保険者記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から54年8月20日まで
② 昭和54年10月5日から同年10月31日まで
③ 昭和55年5月27日から同年12月ごろまで

私は、申立期間①から③のいずれかにおいて、半年程度、A事業所に勤務し、B職業務をしていた。勤務していた時期もはっきりしないが、勤務していたことは間違いがないので、厚生年金保険の記録訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人のすべての申立期間でのA事業所における勤務状況について、当時の同僚3人は、「申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは、記憶していない。」と供述している上、そのうちの二人の同僚は、「当該事業所でB職業務をしていた人はすぐ辞める人も多かったので、厚生年金保険の加入には入社後1年程度の期間を要しており、半年程度の勤務期間では加入は無理だと思う。」と供述している。

また、当該事業所は既に廃業しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保存されていない上、当時の事業主とも連絡が取れず、有力な供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者名簿の整理番号に欠番が無く、申立人の氏名も見当たらない上、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立人は、当該事業所に勤務していた期間及び厚生年金保険料の給与からの控除に関して具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月9日から同年12月16日まで

平成元年4月ごろにA事業所B工場からA事業所C工場へ異動となり、退職する5年5月までC工場に継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、C工場へ異動した当初の元年4月9日から同年12月16日まで厚生年金保険被保険者となっていないことが分かった。この期間はC工場に勤務しているため、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶し、申立期間当時、A事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚二人は「申立人はA事業所を途中退職することなく継続して勤務していた。」としており、このうちの一人は「私は平成元年4月ごろからA事業所に入社し、申立人は私より先に入社していた。」と回答している。また、同年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚二人はいずれも「申立人は私が入社した時には既に勤務していた。」としていることから、申立人は、申立期間において同事業所で勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立人は平成元年4月ごろB工場からC工場へ異動したと申し立てているが、i) C工場でのみ勤務していた同僚は、自身の入社当時の給与明細書を根拠に「私は2年6月ごろ、A事業所C工場ができたということで求人募集があったので入社した。」と供述していること、ii) 申立人が一緒にB工場からC工場へ異動したとする同僚は「A事業所に入社したのは元年12月ごろであり（同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は元年12月16日）、B工場とC工場の両工場に勤務していた。」と回答していることから判断して、申立人がC工場へ異動したのは2年1月以降であったと推認でき、これら供述内容と申立内容とが整合しない上、C工場への異動時期に関する申立人自身の記憶もあいまいである。

また、申立人のA事業所における雇用保険及び厚生年金保険の記録を見ると、離職日（平成元年4月8日）と被保険者の資格再取得日（同年12月16日）が整合していることが確認でき、このことから判断すると、同事業所が誤って社会保険事務所と公共職業安定所に対して資格喪失及び資格再取得の手続を行ったとは考えにくく、申立人の勤務形態の変更等、何らかの理由で両手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、A事業所は既に解散し、当時の事業主も死亡しているため、申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、申立人が記憶するC工場の製造管理者及び当該工場の事務担当者からも、申立期間における厚生年金保険料控除に関する有力な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月18日から35年6月30日まで

私はA事業所で昭和33年12月15日から35年6月30日まで勤務していたが、年金記録のお知らせでは同事業所での厚生年金保険加入期間が33年12月16日から34年2月18日までとなっているので、調査の上、申立期間における年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主及び同僚5人は「申立人が別事業部門のB事業所で勤務したことは記憶している。」と供述し、このうち元事業主及び同僚一人は「申立人は、B事業所に2か月ではなく、もっと長くあるいは1年以上は勤務していたと思う。」と供述していることから判断して、申立人の当該事業所における勤務期間は特定できないが、申立期間のいずれかの時点まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の承継事業所には当時の資料が保管されておらず、当時の支配人及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

また、元事業主及び上記同僚5人からも、申立人の厚生年金保険料控除に関する有力な供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から、i) 申立人が当該事業所を退職後、一緒にほかの事業所に勤務していたとする同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は2か月（昭和32年5月20日から同年7月20日）、ii) 一緒に当該事業所で勤務していた同僚の当該期間は約1か月半（34年5月1日から同年6月12日）といずれも短期間で被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚二人は所在が不明なため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月26日から同年12月まで
② 昭和30年1月から同年12月1日まで
③ 昭和31年3月20日から同年10月20日まで
④ 昭和31年10月20日から32年4月1日まで

中学校を卒業した後、A事業所に入社するまでの3年間はB事業所、C事業所、D事業所、E事業所の順で確実に勤務していた。しかし、B事業所とC事業所で勤務していた一部の期間しか厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、中学校卒業後、学校のあっせんでB事業所に入社し、昭和29年12月まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日（昭和29年4月15日）の前後約2年の間で資格取得している者のうち連絡がとれた3人及び元役員はいずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料控除について有力な供述は得られなかった。

また、申立人は同時期に当該事業所に入社した同僚や退職した同僚、一緒に勤務していた同僚を記憶していない。

さらに、当該事業所は既に解散し、事業主及び社会保険事務担当者も死亡しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名も確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が入社したと記憶している日（昭和30年1月）の前後約2年の間で資格取得している者のうち連絡がとれた7人はいずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料控除について有力な供述は得られなかった。

また、申立人は同時期に当該事業所に入社した同僚や退職した同僚、一緒に勤務していた同僚を記憶していない。

さらに、当該事業所は既に廃業し、事業主及び社会保険事務担当者は死亡または連絡先不明のため、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名も確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③について、申立人は先輩の紹介でD事業所に入社したと記憶しており、当該先輩も申立人のことを記憶している上、他の同僚も申立人のことを記憶していることから、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できるが、勤務期間を確定できるまでの供述は得られない。

また、同僚二人から「D事業所について入社後しばらくは試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していない。」旨の供述が得られ、このうちの一人と連絡がとれたが、この者の当該事業所における資格取得日（昭和31年9月）も実際の入社日（同年5月）より後になっていることが確認できたことから、当該同僚二人の供述どおり、当該事業所においては入社後しばらくの間、厚生年金保険に加入させていない期間を設けていたことがうかがえる。

さらに、同僚の供述から当該事業所における当時の会計担当者3人が判明したが、全員死亡しており、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する供述は得られない。

加えて、当該事業所は既に解散し、事業主及び役員についても死亡又は連絡先不明のため、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

その上、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名も確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 申立期間④について、社会保険事務所が保管しているE事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所に勤務していた同僚のうち連絡がとれた3人はいずれも申立人のことを記憶しておらず、当該事業所においても当時の資料は保管していないため、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料が無い上、申立人自身も勤務期間

に関する記憶があいまいである。

また、申立人は同時期に当該事業所に入社した同僚や退職した同僚を記憶していない。

さらに、事業主は「申立人が勤務していたとする期間が短期間であることから考えると、この期間は見習い期間であり、厚生年金保険には加入していなかったかもしれない。当該見習い期間は基本的に3か月であったが人によって異なり、もう少し長い人もいた。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名も確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。